省　令

○総務省令第六号

建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、別表第三及び別表第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～162　略］ 163　法別表第一の百九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第一項若しくは第五項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［二～八　略］ ［164～177　略］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［略］ ［2～59　略］ 60　法別表第三の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　建築士法第四条第三項若しくは第五項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［二～九　略］ ［61～63　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～162　同上］ 163　［同上］ 一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第一項若しくは第三項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［二～八　同上］ ［164～177　同上］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［同上］ ［2～59　同上］ 60　［同上］ 一　建築士法第四条第二項若しくは第三項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［二～九　同上］ ［61～63　同上］
（法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［略］ ［2～59　略］ 60　法別表第五第三十一号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　建築士法第四条第三項若しくは第五項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［二～十　略］ ［61～63　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［同上］ ［2～59　同上］ 60　［同上］ 一　建築士法第四条第二項若しくは第三項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［二～十　同上］ ［61～63　同上］

附　則

この省令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

○農林水産省令第十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

農林水産大臣　江藤　拓

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（移動の制限） **第五条**　次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員）	（移動の制限） **第五条**　次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空